

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議について(市会案第1号)

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議

本年2月24日からのロシアのウクライナへの侵攻は、国連憲章に違反し国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり断じて許すことはできない。

この軍事侵攻は、多数の民間人を含む人々の命を奪い、ウクライナの主権や人々の自由、生命を踏みにじる行為であり、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ現地在留邦人の生命が危ぶまれている。

また、ウクライナの原子力発電所および、その関連施設を砲撃したことは、明らかな国際法違反であり、このような極めて危険な武力行使は決して許されるものではない。

日本においては、同様な行為に対する原子力規制は想定外としている現状の中、原発立地県内にある当市として、このような事態は、事故以上に大規模な被害となることを考えると非常に憂慮すべき事態であり、到底看過できないものである。

ここに当市議会は、ロシアによるウクライナへの侵攻、軍事行動を直ちに中止し、現地在留邦人の安全確保はもとより、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底と強化を図り、即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるよう政府に強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月9日

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官

鯖江市議会会議規則の一部改正について(市会案第3号)

発言許可および表決時等における「起立」以外の選択肢を可能に

本会議において、発言の通告をしない者が発言の許可を求めるとき、および本会議または委員会において、議長または委員長が表決または簡易表決を採ろうとするときに行う「起立」の行為について、起立困難な事案が生じることを想定し、起立に代えて、「議長が指定する方法（挙手等）」でも可とする趣旨の改正を行った。（令和4年4月1日施行）

